

(情報公開制度) 平成29年度公文書開示請求件数

整理番号	公文書の申請内容または件名	決定内容	不開示(却下) 事項	【担当課】
1	平成28年度石狩市民図書館屋上防水改修工事設計書	全部開示		【生涯学習部市民図書館】
2	調定明細書(例月分、石狩・新港・厚田・浜益)(2016年5月～2017年4月検針分)	一部開示	当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであると認められる情報であるため	【建設水道部水道営業課】
3	市が平成28年と平成29年に災害補償基金本部及び支部とやり取りしたメール(平成28年6月8枚・平成28年9月日付の古いものから6枚・平成29年2月日付の新しいもの10枚)	一部開示	石狩市情報公開条例第8条第2項に該当：個人情報のため	【総務部行政管理課】
4	学校法人〇〇〇〇と学校法人〇〇〇〇の財務諸表(平成28年度)のうち、 ・貸借対照表 ・事業活動収支計算書	不存在		【総務部情報政策課】
5	石狩市市税等口座振替処理業務プロポーザルに関する ・採点内訳書(請求者を含めた4社の点数内訳) ・契約金額	一部開示	①これらの情報は事業者の営業秘密に関する情報であり、これは開示されると事業者の事業運営上著しい不利益が生じるため。 ②各委員の氏名は、これを開示することにより将来のプロポーザルによる選定事務の円滑な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。 ③これらの情報は、事業者の信用に関する情報であり、これが開示されると印影が偽造されるなど事業者の事業運営上著しい不利益が生じるため。	【総務部情報政策課】
6	石狩市市税等口座振替処理業務プロポーザルに関する ・提案書(〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の提案時のもの)	不開示	これらの情報は事業者の営業秘密に関する情報であり、これが開示されると事業者の事業場運営上著しい不利益が生じるため。	【総務部情報政策課】
7	石狩市市税等口座振替処理業務プロポーザルに関する ・提案書(〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の提案時のもの)	不開示	これらの情報は事業者の営業秘密に関する情報であり、これが開示されると事業者の事業場運営上著しい不利益が生じるため。	【総務部情報政策課】
8	土地・家屋課税台帳や土地・家屋価格等縦覧帳簿等に登録された「土地の所在・地番・地目・地積」、「家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・新築年月日」の登記事項一覧データ(電磁的記録)の複製	不存在	土地・家屋課税台帳及び土地・家屋価格等縦覧帳簿の閲覧又は縦覧については、納税義務者等の申し出に基づき、ホストコンピュータに登録されている情報を端末から個票形式で出力して閲覧又は縦覧に供しているため、簿冊や一覧表形式による公文書は作成しておりません。したがって、ご請求の電磁的記録による公文書についても存在しない。	【財政部税務課資産税担当】
9	平成26年度除雪出動について(平成26年12月分)	全部開示		【建設水道部都市整備課】
10	当社に対する風車建設の苦情・申し出文書	存否応答 拒否	本件開示請求は、特定の個人を対象として、その苦情・要望が記録された文書の開示を求めたものですが、一般に当該公文書に記録されている情報は石狩市情報公開条例別表に規定する不開示情報である個人情報に該当します。通常の取扱いに従い、公文書の存在を明らかにした上で開示の決定又は不開示の決定を行ったのでは、仮に公文書が存在した場合、当該個人から苦情・要望があったことが明らかになり、不開示情報である個人情報を開示することになるため。	【環境市民部環境政策課】

(個人情報保護制度) 平成29年度個人情報開示請求件数

整理番号	公文書の申請内容または件名	決定内容	不開示(却下) 事項	【担当課】
1	出生から現在までの予防接種歴が記載されているもの【〇〇〇〇様分】	全部開示		【保健福祉部保健推進課】
2	出生から現在までの予防接種歴が記載されているもの【〇〇〇〇様分】	全部開示		【保健福祉部保健推進課】
3	被相続人〇〇〇〇(〇〇年〇〇月〇〇日生、〇〇年〇〇月〇〇日死亡)に係る平成24年以降の介護保険に関する記録(認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会資料)	一部開示	請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められるため。	【保健福祉部高齢者支援課】
4	本人が申請した公務災害において、市が災害補償基金支部および本部とやり取りを行ったメール全て	一部開示	差出人の職員個人のメールアドレスが請求者以外の個人情報に該当するため	【総務部行政管理課】
5	昭和57年から平成29年までの〇〇〇〇の予防接種歴が記載されているもの。	不存在	文書の保存期間が予防接種法施行令第6条の2の規定により5年のためすでに当該記録が存在していないことと、かつ石狩市文書編集保存規定に従い当該文書を廃棄していること。また、請求日から遡って5年の期間における当該記録が存在しないため。	【保健福祉部保健推進課】
6	1. 平成29年1月17日付け石行管第795号決定についての審査請求に係る審査諮問書及び平成29年度第2回情報公開・個人情報保護審査会答申書 2. 平成29年3月6日付け石行管第193号決定についての審査請求に係る審査諮問書及び平成29年度第3回情報公開・個人情報保護審査会答申書 3. 平成29年5月29日付け石行管第36号決定についての審査請求に係る審査諮問書及び平成29年度第2回情報公開・個人情報保護審査会答申書	全部開示		【総務部情報政策課】

平成29年度審査請求申立件数

整理番号	申立内容	決定内容	決定経過	【担当課】
1	原処分(平成29年1月17日付け石行管第795号で行った一部開示決定)の取消と本件請求対象文書の全部開示を求める。	棄却	本件処分における不開示部分は、当該文書のうち内部調査資料の聴取内容に関する審査請求人の評価に関するものであることから、条例第16条第4号の「評価に関するもの」に該当する。よって本件処分は妥当であって、審査請求には理由がない。	【総務部行政管理課】
2	原処分(平成29年3月6日付け石行管第193号で行った不開示決定)の取消と本件請求対象文書の全部開示を求める。	棄却	事情聴取の内容及び相談員の氏名、意見等は審査請求人の評価に当たる情報を含むものであり、条例第16条第4号の「評価に関するもの」に該当する。よって本件処分は妥当であって、審査請求には理由がない。	【総務部行政管理課】
3	原処分(平成29年5月29日付け石行管第36号で行った不開示決定)の取消と本件請求対象文書の全部開示を求める。	棄却	職員は個人メールアドレスを非公開として利用する正当な利益を有するから	【総務部行政管理課】